

上川地域ゼロカーボン推進室設置要綱

(設置)

第1条 上川総合振興局地域におけるゼロカーボンに向けた取組を推進及び促進するため、北海道上川総合振興局行政組織細則（平成22年8月19日上総務第1485号）第2条の規定により、上川総合振興局に上川地域ゼロカーボン推進室（以下「推進室」という。）を置く。

(組織)

第2条 推進室に別表の左欄に掲げる職を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てるものとする。

(業務)

第3条 推進室の業務は次のとおりとする。

- (1) ゼロカーボンに係る地域の取組の把握に関すること
- (2) ゼロカーボンに係る相談対応（支援策の情報提供等）に関すること
- (3) 局内の事務事業における脱炭素の取組に関すること
- (4) ゼロカーボンに係る地域取組の発掘・プロジェクト化促進に関すること
- (5) その他地域のゼロカーボンの推進のために必要な事項に関すること

(その他)

第4条 推進室の業務の実施については、関係各課と十分な連携を図るものとする。

(事務局)

第5条 推進室の主管課は、保健環境部環境生活課及び産業振興部商工労働観光課の共管とする。

附 則

この要綱は、令和3年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

別表（第2条関係）

推進室に置く職及び特定の職にある者をもって充てる職

職名	充てる職員
室長	副局長（地域創生部・保健環境部・産業振興部担当）
副室長	地域創生部長
	保健環境部くらし・子育て担当部長
	産業振興部長
	産業振興部地域産業担当部長
	南部森林室次長
	北部森林室次長
	旭川建設管理部長
	上川教育局次長
主 幹	総務課長
	地域創生部地域政策課長
	保健環境部環境生活課長
	保健環境部環境生活課主幹
	産業振興部商工労働観光課長
	産業振興部農務課長
	産業振興部調整課主幹（事業企画）
	産業振興部林務課長
	南部森林室管理課長
	北部森林室管理課長
	旭川建設管理部建設行政室建設行政課長
	上川教育局企画総務課長
主 査	総務課総務係長
	地域創生部地域政策課地域政策係長
	保健環境部環境生活課道民生活係長
	保健環境部環境生活課地域環境係長
	産業振興部商工労働観光課商工労働係長
	産業振興部農務課企画係長
	産業振興部調整課主査（地域計画）
	産業振興部林務課林務係長
	南部森林室管理課管理係長
	北部森林室管理課管理係長
	旭川建設管理部建設行政室建設行政課総括係長
	上川教育局企画総務課総務係長